



## よくある質問: REACH に関するダウコーニングの回答

### REACH に関する一般的な質問

**Q: REACH に関してどのような方針をとっていますか？**

**A:** ダウコーニングは、私たちの環境と健康を守る REACH を支持しています。REACH は、製造のサプライチェーンに多大なビジネスの影響を及ぼす複雑な規則です。化学製品のサプライヤーである弊社は、お客様のビジネスの混乱を最小限に抑え、REACH がもたらすチャンスを積極的に生かしたいと考えています。製品責任の実績のある会社として、弊社では進行中のプログラムが REACH によって強化されるものと確信しています。詳細情報は、ポジションステートメントをご覧ください。

**Q: REACH の準備をどのように行っていますか？**

**A:** ダウコーニングは、REACH への取組みを着実に進めています。2006年には複数の部門が参加する REACH 専門のビジネスチームを設立し、会社全体の製品ポートフォリオを体系的に見直しました。EU 域外のベンダーが供給した原材料、および EU 域外で製造したダウコーニング製品を含み、弊社は登録が義務付けられている物質の予備登録をすでに行っています。

**Q: 実施スケジュールはどのようになっていますか？**

**A:** 実施段階はいくつかに分かれています。REACH のスケジュールについては、[ダウコーニング REACH リソースセンター](#)をご覧ください。

**Q: REACH によってサプライチェーンのコストが上昇すると思われま。ダウコーニングは値上げを行いますか？また、それはどの程度で、いつ行いますか？**

**A:** REACH が製造のサプライチェーン全体のコストをある程度押し上げることは間違いありません。これらのコスト上昇を弊社がどの程度吸収できるか、あるいは先送りできるかを現在検討中です。

**Q: REACH の要求事項によって、供給契約はどのように変更されますか？**

**A:** REACH は欧州連合 (EU) の法的要求事項です。EU 市場に直接的または間接的に供給される材料は、REACH の要求事項に適合する必要があります。供給契約にこれがどのように反映されるかは、企業間の期待事項と合意事項によって異なります。



## 予備登録

**Q:**使用している物質は、予備登録されていますか？

**A:** ダウコーニングは、EU 域外のベンダーが供給する原材料、および EU 域外で製造するダウコーニング製品を含み、REACH において義務づけられているすべての物質の予備登録を行っています。

**Q:**ダウコーニングが予備登録を行っているか、そしてその時期と伝達方法については、どのように確認できますか？

**A:** EU 内に拠点を置く法人のお客様が弊社から購入される物質／製品の（予備）登録状況について、関連情報を提供するウェブサイトを開設しています。サプライヤーから原材料を調達する場合、弊社は、入手可能な最新情報をできる限り提供いたします。

**Q:**予備登録の証拠として、予備登録番号を教えてくださいませんか？

**A:** ダウコーニングの製品は、様々な物質で構成されています。いくつかの物質はベンダーまたは納入業者によって予備登録が行われていますが、弊社または弊社のお客様に予備登録番号を提供する義務はありません。いずれにしても、予備登録番号から予備登録者または物質を特定することはできません。そのため、予備登録番号を入手していても、ダウコーニングではお客様に予備登録番号は提示しないことにしました。

## 製品中の化学物質 (SVHC を含む)

**Q:**REACH に準拠するために、グレードを改良した原材料を指定する必要がありますか？

**A:** 通常はその必要はありませんが、特に高懸念物質 (SVHC) が成分または不純物として含まれる場合には、REACH によって特定原料のグレードまたは仕様の変更が求められることがあります。

**Q:**どの製品が、REACH に適合するのか教えてくださいませんか？

**A:** 「REACH 適合」「REACH 対応」という言葉は曖昧なため、誤解を生じる恐れがあります。所定のサプライチェーンにおいて、また意図された用途に関し REACH に（予備）登録された物質のみを含む製品をお知らせします。

**Q:**ダウコーニングが供給している製品は、REACH においても入手可能だということを、保証してもらえますか？

**A:** 弊社は、製品の供給が継続されるよう、商業的に可能なあらゆる合理的措置を講じています。多くの場合、REACH の影響は限定的です。影響を受ける製品が、現行の技術的性能に関する要求事項を満たすか、あるいは上回ることが



できる製品を供給／改質することが可能な場合は、そのために必要となる商業的努力を行います。それが不可能または採算的に実現不可能と判明した場合は、弊社の措置をお客様にお知らせします。

**Q:ダウコーニングが当社に販売する製品に、SVHC を含む製品はありますか？それはどの製品で、含有量はどれくらいですか？**

**A:** 弊社の全製品ラインについて、綿密な評価を進めているところです。REACH 規則 (EC/1907/2006、付則 1～6) に現在挙げられている SVHC が存在する限られたケースを特定しました。適用法令により、当該製品に関する EU の MSDS でその旨が報告されます。弊社は、2009 年 6 月に予定されている「候補物質リスト」の公表を待って評価を完了し、その時点で当社の結論をお知らせします。

**Q:ダウコーニングの製品に、新しい「REACH 書式」の安全データシートが使用されるのはいつですか？**

**A:** ダウコーニングでは現在、弊社の安全データシート (SDS) を、REACH 規制で指定されている形式に変更しています [条項 31、付属書 II]。欧州委員会および加盟国の所轄庁は、新しい書式への移行期間に合意しています [EChA 登録に関するガイダンス、V1.4、62-63 ページ]。また、安全情報における変更が要求された場合 (製品の分類およびラベリングの修正など)、または REACH 登録手順の一環において追加情報が利用可能になった場合 (暴露シナリオなど)、SDS 書式をすぐに更新するよう提案しています。このような方法によって更新された SDS は、必要に応じて、通常の経路を通じて、川下ユーザーおよびその他のお客様に提供します [条項 31 (8)]。

## 登録 (唯一の代理人を含む)

**Q:ダウコーニングは、製品 xyz を REACH に登録しますか？**

**A:** REACH は物質の登録を義務付けています。ダウコーニングが販売する製品の多くは物質を調合／混合したものであり、それぞれの物質について、弊社または弊社のサプライヤーのいずれかが REACH に基づく登録を行う必要があります。

EU 域外のベンダーが供給する原材料、および EU 域外で製造するダウコーニング製品を含み、弊社は登録が義務付けられている物質の予備登録をすでに行っています。その登録ができない場合は、お客様のビジネスの混乱を最小限に抑えることができるよう、弊社が計画する措置を事前にお知らせします。



**Q:**ダウコーニングが当社に販売する製品中に、REACH で含有が制限される物質はありますか？この点に関して、ダウコーニングの今後の計画と措置を教えてください。

**A:**弊社は商業的に実現可能な限り、REACH のもとで制限される物質や「認可」対象物質を含む製品は、処方変更を検討します。潜在的な「認可」についての情報を、お客様に事前にお知らせします。現在、弊社製品中の物質で、含有が制限されているものはありません。

**Q:**ダウコーニングの物質を REACH に登録するのは誰ですか？

**A:**物質、物質の製造および販売に伴う商業構造、および適用される法的要件によって異なります。REACH は、登録者が EU 内のメーカーまたは輸入業者、もしくは EU 域外のメーカー／調合者の唯一の代理人を務める EU 内の企業であることを要求しています。ダウコーニングは EU で数社の法人を有しており、これらの法人による輸入または唯一の代理人登録が可能です。

**Q:**EU 域外のダウコーニング企業が唯一の代理人を指名する場合、それは誰ですか？

**A:**EU 域外のダウコーニング企業の代理で物質の予備登録を行う、すべての唯一の代理人は、Dow Corning Europe SA (Zoning Industriel - Zone C, 7180 SENEFFE, Belgium) です。ダウコーニングは REACH を世界レベルで管理しています。ご質問については、最寄りの連絡先または[ダウコーニング REACH サポートチーム](#)までお問い合わせください。

**Q:**当社が EU (欧州連合) 域外においてダウコーニングの製品を購入・使用した後、それが調剤や成形品に含まれる形で EU 域内に輸出する場合、当社の輸出品に対して、ダウコーニングの物質登録を適用できますか？また、EU への輸出に際しての手配を行ってくれますか？

**A:**ダウコーニングは、弊社ベンダーが供給する原材料、および EU 域外で製造するダウコーニング製品に含まれる多くの物質について、唯一の代理人による予備登録を行っています。EU に輸出するダウコーニング製品の量および用途が、このような予備登録の対象となっている場合、お客様の輸出をカバーすることができます。詳細については、[弊社までお問い合わせください](#)。

**Q:**ダウコーニングの安全データシート (SDS) に当社の用途が記載されていない場合、サプライチェーンを変更しなければなりませんか？

**A:**ダウコーニングの SDS に貴社の用途について記載されていない場合、その用途に対応できるかどうかを弊社で評価する必要があります。ダウコーニングは、貴社の用途を含めるため、提出した関連書類を修正することができます。このような場合は、用途および暴露情報を含めて、貴社の状況の評価できるように、[弊社までお問い合わせください](#)。



ダウコーニングが貴社の用途をサポートできない場合、REACHにおいてその用途を登録することはできません。そのため、貴社が独自で評価を行うか、ダウコーニング製品の使用/適用を一時中止してください。ダウコーニングは、貴社のご要望に応じた代替製品の評価も行います。

**Q: 暴露シナリオの作成および伝達について、どのようなアプローチをとりますか？**

**A:** ほとんどの弊社製品は、REACHの用途一覧表に記載された用途が指定されています。必要に応じ、主要な川下ユーザーの協力を得て、暴露シナリオ・テンプレートを作成し、これらが弊社製品のすべてのお客様に利用できるようにします。弊社の記録において、製品の用途が暴露シナリオで取り上げた用途と類似する部分をテンプレートの叩き台としています。新しい用途や、弊社が未承認の用途については、ケースごとに評価を行います。

**Q: REACHの要求事項を満たすため、ダウコーニングと当社の間でどのように情報交換を行えますか？ITシステムには互換性がありますか？**

**A:** 両社の専門家が具体的に協議することが望ましいと思われまます。[ダウコーニング REACH サポートチーム](#)にお問い合わせください。

#### 免責事項

この文書の内容は一般情報であり、REACH規則(およびこの文書において言及した他の法規)に関するダウコーニングの解釈と意見を述べたものです。この文書に含まれる情報の正確性、完全性または最新性について、保証、約束または保障するものではありません。

ダウコーニング(ダウコーニングの関連会社および子会社を含む)は、この文書に記載された情報を信頼するよう促すことはありません。また、この情報に対する責任を認めたり、責任を負うことはありません。この文書は、法律的助言や専門的助言ではなく、そのような目的でこの文書を使用することはできません。

本資料は、ダウコーニング社が作成した資料を日本語に翻訳したものです。